

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2023年12月25日

2. 認定事業適応事業者の名称

三井食品株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1） 事業適応に係る事業の目標

当社は、「楽しさが広がる食の世界を創造し人々の豊かな生活に貢献すること」を企業理念とし、食の安心・安全・安定供給を通じて社会に貢献することを目標とする。その上で、SDGs宣言を通し、持続可能な社会の実現を目指している。

具体的には、SDGs宣言にて以下の取組等を実施した。

- ・食品ロス削減への取組
- ・物流センターへの太陽光発電システム設置
- ・サステナブルな原料を使用した商品の取扱い拡大
- ・未利用部位を活用したエシカル惣菜の開発

本計画では、当社が運営する最大級の物流拠点開設に伴い、最先端のマテハン設備を導入し、自動化・省人化を推進することでローコストかつ高品質な物流オペレーションを実現させることにより、付加価値額の創出と炭素生産性の向上を図る。

（2） その事業の生産性を相当程度向上させることまたはその生産し、もしくは販売する商品もしくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標。

2023年度より事業適応を開始し、2025年度（目標年度）までに、事業者全体の炭素生産性を7.9%向上させることを目標とする。

（3） 財務内容の健全性の向上を示す目標

2025年度（計画終了年度）に、経常利益を計上することを目標とする。

（4） 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5） 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称およびその分類コード）

飲食料品卸売業（52）

(選定の理由)

飲食料品を主体とした卸売事業を営んでおり、主業に関連する物流センターを計画の対象とするため。

(6) 事業適応の具体的内容

本計画は、既存4センターで対応していた物流業務を、当社が運営する最大級の物流拠点となる首都圏東物流センターに集約し、効率化を図る更新投資である。

計画初年度は、2023年12月末に、首都圏東物流センターで自動倉庫、搬送コンベヤ、デパレタイザ及びソーター等から構成されるマテハン設備一式を取得予定。物流業務は、既存4センターより順次、首都圏東物流センターに移管をしていく計画であり、2025年度に業務移管が完了する。

一方、既存4センターは、移管後に閉鎖する予定であり、既設マテハン設備等によるCO2排出量の削減が図られる。他方、首都圏東物流センターでは、更新投資のマテハン設備によりCO2排出量がやや増加することになるが、本計画全体では、集約化及び、自動化設備の導入による業務効率化が図られ、対応出来る取扱量が増加することで付加価値額が大幅に増加し、炭素生産性が向上することが見込まれる。

これらの取組を通じて、目標年度である2025年度までに事業者全体の炭素生産性を7.9%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期および終了時期

開始時期：2023年12月

終了時期：2026年3月